

# ○尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する 条例

平成23年10月12日

条例第28号

改正 平成26年6月30日条例第31号 令和元年6月27日条例第9号

令和4年6月30日条例第29号

(この条例の趣旨)

**第1条** この条例は、尼崎市立自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 自転車等の利用者の利便を図るとともに、公共の場所における自転車等の放置を防止し、もって良好な都市環境の確保と交通の円滑化を図るための施設として駐車場を設置する。

(定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車(以下「自転車」という。)及び同項第10号に規定する原動機付自転車(以下「原動機付自転車」という。)並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に掲げる大型自動2輪車及び普通自動2輪車(これらの自動車のうち側車付きのものを除く。以下「2輪自動車」という。)をいう。

(2) 一時利用 1回(自転車等を駐車場に入場させてから出場させるまでをいう。以下同じ。)ごとの駐車場の利用をいう。

(3) 定期利用 第9条第1項に規定する期間を単位として利用の期間が定められた駐車場の利用であって、一時利用でないものをいう。

(令4条例29・一部改正)

(名称等)

**第4条** 駐車場の名称、位置及び駐車場に駐車させることができる自転車等の種別は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、一時利用に限り、自転車を駐車させることができない駐車場に自転車を、原動機付自転車を駐車させることができない駐車場に原動機付自転車を、2輪自動車を駐車させることができない駐車場に2輪自動車を駐車させることができる。

(令4条例29・一部改正)

(駐車場の供用日等)

**第5条** 駐車場の供用日及び利用時間は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、供用日若しくは利用時間を変更し、又は臨時に駐車場の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(平26条例31・一部改正)

(駐車許可)

**第6条** 駐車場(一時利用にあっては、規則で定める駐車場を除く。以下この条、次条、第8条第2項及び第15条第1号において同じ。)を利用しようとする者は、自転車等1台ごとに、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「駐車許可」という。)をしないことができる。

(1) 駐車場の収容可能台数を超えることとなるとき。

(2) 駐車させようとする自転車等が駐車場での駐車が困難な形体のものであるとき。

- (3) 駐車させようとする自転車等に発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (4) 駐車場の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

3 市長は、駐車場の管理上必要な限度において、駐車許可に条件を付することができる。  
(平26条例31・令4条例29・一部改正)

(一時利用期間の申告)

**第7条** 一時利用に係る駐車許可を受けようとする者で、自転車等を駐車しようとする日から起算して2日以上駐車場を利用しようとするものは、規則で定めるところにより、その利用しようとする期間(以下「一時利用期間」という。)を市長に申告しなければならない。

(駐車券等)

**第8条** 市長は、駐車許可をしたときは、当該駐車許可を申請した者に利用許可書及び駐車券(一時利用に係る駐車許可にあっては、駐車券に限る。)を交付するものとする。

2 駐車許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、その利用に係る駐車場の係員から、前項の規定により交付された駐車券(第12条において「駐車券」という。)の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(平26条例31・令4条例29・一部改正)

(許可期間等)

**第9条** 定期利用に係る駐車許可の期間(以下「許可期間」という。)は、駐車許可をする日(以下「利用開始日」という。)から利用開始日の属する月(月の16日から末日までの間に駐車許可をする場合は、利用開始日の属する月の翌月。以下「起算月」という。)の末日又は起算月の翌々月の末日までとする。

2 定期利用に係る駐車許可を受けた者(以下「定期許可利用者」という。)は、許可期間満了後引き続き駐車場を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、規則で定める期間(以下「更新手続期間」という。)内に駐車許可の更新を受けなければならない。更新を受けた駐車許可の期間満了後引き続き駐車場を利用しようとするときも、同様とする。

3 定期許可利用者は、更新手続期間内に前項の駐車許可の更新(以下「更新許可」という。)を受けなかった場合は、当該更新手続期間の満了後規則で定める日までに更新許可を受けることができる。この場合において、当該更新許可は、当該更新手続期間の末日に受けたものとみなす。

4 第6条第2項及び第3項並びに第1項の規定は、更新許可について準用する。この場合において、同項中「駐車許可をする日」とあるのは「更新許可により駐車場の利用を開始することができる日」と、「月(月の16日から末日までの間に駐車許可をする場合は、利用開始日の属する日の翌月。」とあるのは「月(」と読み替えるものとする。

(料金)

**第10条** 駐車場を利用する者は、次に掲げる駐車場の利用の区分に応じ、当該号に定める金額の範囲内で規則で定める額の駐車料金(以下「料金」という。)を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。

(1) 一時利用 別表第2の左欄に掲げる自転車等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

(2) 定期利用 別表第3の左欄に掲げる自転車等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

2 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、定期利用に係る料金(以下「定期利用料」という。)を減免することができる。

3 既納の料金は、還付しない。ただし、定期利用料について規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平26条例31・令4条例29・一部改正)

(駐車標章)

**第11条** 市長は、定期許可利用者(更新許可を受けた者を含む。次条を除き、以下同じ。)から前条第1項の規定により定期利用料が前納されたときは、駐車標章を当該定期許可利用者に交付するものとする。

2 定期許可利用者(法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、第6条第3項の規定により付された駐車許可の条件において駐車場の利用を承認された者(以下「従業員等利用者」という。)を含む。)は、駐車場を利用しようとするときは、前項の規定により交付された駐車標章(次条及び付則第4項において「駐車標章」という。)を駐車場に駐車する自転車等の見やすい場所に貼付しなければならない。

(令4条例29・一部改正)

(譲渡等の禁止)

**第12条** 許可利用者(定期許可利用者にあっては更新許可を受けた者を含み、法人等にあっては従業員等利用者を含む。)は、駐車場を利用する権利並びに駐車券及び駐車標章を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

(令4条例29・一部改正)

(禁止行為)

**第13条** 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車又は移動を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは付属設備又は他の自転車等を汚損し、又は毀損すること。
- (3) 火気類を使用し、騒音を発し、又は廃棄物その他の物を捨て、若しくは放置すること。
- (4) 自転車等以外の車両等及び駐車場での駐車が困難な形体の自転車等を駐車すること。
- (5) 発火性又は引火性の物品その他危険物、悪臭が発生する物品等を持ち込むこと。
- (6) 駐車場の係員の指示に従わないこと。
- (7) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為

(平26条例31・令4条例29・一部改正)

(届出事項)

**第14条** 定期許可利用者は、氏名又は住所(法人等にあっては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名)を変更した場合その他規則で定める場合は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(令4条例29・一部改正)

(不法駐車等に対する措置)

**第15条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する自転車等を市長が指定する場所に移動させ、これを保管することができる。

- (1) 駐車許可を受けずに駐車場に駐車させている自転車等
- (2) 一時利用にあっては、駐車場に入庫させた日から引き続き3日(第7条の規定により一時利用期間を申告して一時利用に係る駐車許可を受けた場合は、当該一時利用期間満了後引き続き3日)以上駐車場に駐車させている自転車等
- (3) その他市長が駐車場の管理上移動させる必要があると認める自転車等

(平26条例31・令4条例29・一部改正)

(入庫の禁止等)

**第16条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場への自転車等の入庫を禁止し、駐車許可を取り消し、駐車許可の条件を変更し、又は駐車場の利用の停止若しくは駐車場からの自転車等の撤去を命ずることができる。

- (1) 第13条各号に掲げる行為を行うおそれがあるとき。
- (2) 許可利用者(定期許可利用者にあっては、更新許可を受けた者を含む。以下同じ。)が、偽りその他不正の手段により、駐車許可を受け、又は第8条第1項の規定による駐車券の交付若しくは第11条第1項の規定による駐車標章の交付を受けたとき。
- (3) 許可利用者が駐車許可の条件に違反したとき。

(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(5) その他市長が駐車場の管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(令4条例29・一部改正)

(原状回復義務等)

**第17条** 自己の責めに帰すべき事由により駐車場の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市は、駐車場においてその利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害について賠償等の責任を負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自転車等の相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) その他市の責めに帰すべきでない事由により生じた損害

(令4条例29・一部改正)

(報告の聴取等)

**第18条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可利用者に対し、駐車場の管理上必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(駐車場の管理)

**第19条** 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人等であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平26条例31・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

**第20条** 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

**第21条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

**第22条** 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第23条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 駐車場の利用及びその制限に関すること。

(2) 料金(尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場及び尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場(以下「特定自転車等駐車場」という。)にあっては、第25条第1項に規定する利用料金)の徴収、減免及び還付に関すること。

(3) 駐車場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が必要と認める業務

(令4条例29・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

**第24条** 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、駐車場の管理を行わなければならない。

(利用料金)

**第25条** 第19条の規定により指定管理者に特定自転車等駐車場の管理を行わせる場合にあっては、特定自転車等駐車場を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表第2(摘要を除く。)及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金を徴収する時期は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。当該時期を変更しようとするときも、同様とする。

5 第10条第2項及び第3項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項ただし書中「ただし、」とあるのは「ただし、指定管理者が」と読み替えるものとする。

(令4条例29・追加)

(委任)

**第26条** この条例に定めるもののほか、駐車場の管理について必要な事項は、規則で定める。

(令4条例29・旧第25条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条から第22条まで及び付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次のいずれかに該当する者は、当該号に定める駐車許可を受けたものとみなす。

(1) 尼崎市有料自転車駐車場の利用に関する要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき駐車場の利用(一時利用に限る。)が認められた時から引き続き当該駐車場を利用していた者で、この条例の施行の際現に当該駐車場を利用しているもの 一時利用に係る駐車許可

(2) この条例の施行の際現に要綱の規定に基づき駐車場の利用(利用の期間が定められたものに限る。)が認められている者 定期利用に係る駐車許可

3 次に掲げる者は、当該号に定める料金を第10条第1項の規定により前納したものとみなす。

(1) 前項第1号に該当する者で、同号の駐車場の利用が認められた時に要綱の規定に基づき利用料を納付したもの 第10条第1項第1号に定める料金

(2) 前項第2号に該当する者で、同号の駐車場の利用が認められた時に要綱の規定に基づき利用料を納付したもの 定期利用料

4 この条例の施行の際現に要綱第6条第3項の規定により交付されている駐車券は、第8条第1項の規定により交付された駐車券(定期利用にあっては、駐車標章を含む。)とみなす。

(準備行為)

5 駐車許可の手續、第8条第1項の規定による駐車券(定期利用のものに限る。)の交付、第10条第1項の規定による定期利用料の前納及び第11条第1項の規定による駐車標章の交付は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成26年6月30日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、公布

の日から施行する。

(委任)

- 2 第2条の規定の施行について必要な経過措置は、規則で定める。

付 則 (令和元年6月27日 条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、(中略)次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場の定期利用(尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第3条第3号に規定する定期利用をいう。以下同じ。)に係る駐車許可(同条例第6条第2項に規定する駐車許可をいう。以下同じ。)の申請、当該駐車許可に係る利用許可書及び駐車券の交付、当該駐車許可に係る定期利用料(同条例第10条第2項に規定する定期利用料をいう。)の徴収及び還付の申請並びに当該駐車許可に係る駐車標章の交付は、この条例の施行前においても、この条例による改正後の尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び同条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。この場合において、尼崎中高年事業株式会社とその設置に係る自転車駐車場の利用(定期利用に相当するものに限る。)に関する契約(その利用の期限をこの条例の施行の日の前日とするものに限る。)を締結している者は、優先的に当該駐車許可を受けることができるものとする。

(委任)

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

付 則 (令和4年6月30日 条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、(中略)次項から付則第7項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 4 尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場及び尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場(以下「特定自転車等駐車場」という。)の定期利用(尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(以下「自転車等駐車場条例」という。)第3条第3号に規定する定期利用をいう。以下同じ。)に係る駐車許可(第3条の規定による改正後の自転車等駐車場条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)第6条第2項に規定する駐車許可をいう。以下同じ。)の申請、当該駐車許可に係る利用許可書及び駐車券の交付、当該駐車許可に係る定期利用料(自転車等駐車場条例第10条第2項に規定する定期利用料をいう。)の徴収及び還付の申請並びに当該駐車許可に係る駐車標章の交付は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。この場合において、公益財団法人自転車駐車場整備センターと特定自転車等駐車場に相当する駐車場の利用(定期利用に相当するものに限る。)に関する契約(その利用の期限をこの条例の施行の日の前日とするものに限る。)を締結している者は、優先的に当該駐車許可を受けることができるものとする。

- 5 特定自転車等駐車場の利用に係る駐車料金の額及び当該駐車料金を徴収する時期の承認の申請並びに特定自転車等駐車場に係る指定管理者(自転車等駐車場条例第19条に規定する指定管理者をいう。)の指定に関する申請は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(委任)

- 7 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

別表第1

(平26条例31・令元条例9・令4条例29・一部改正)

名称	位置	自転車等の
----	----	-------

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

		種別
尼崎市立立花駅第1自転車 駐車場	尼崎市西立花町1丁目	自転車
尼崎市立立花駅第2自転車 駐車場	尼崎市立花町1丁目	自転車及び 原動機付自 転車
尼崎市立立花駅第3自転車 駐車場	尼崎市七松町1丁目	自転車及び 原動機付自 転車
尼崎市立立花駅第4自転車 駐車場	尼崎市立花町1丁目	自転車
尼崎市立立花駅第5自転車 駐車場	尼崎市立花町1丁目	自転車及び 原動機付自 転車
尼崎市立立花駅第6自転車 駐車場	尼崎市七松町2丁目	自転車及び 原動機付自 転車
尼崎市立立花駅第7自転車 駐車場	尼崎市立花町4丁目	自転車及び 原動機付自 転車
尼崎市立立花駅南地下自転 車駐車場	尼崎市七松町1丁目	自転車
尼崎市立武庫之荘駅第1自 転車駐車場	尼崎市南武庫之荘1丁目	自転車
尼崎市立JR尼崎駅南自転車 駐車場	尼崎市長洲本通1丁目	自転車
尼崎市立JR尼崎駅北自転車 駐車場	尼崎市潮江1丁目	自転車
尼崎市立阪急塚口駅南自転 車駐車場	尼崎市南塚口町2丁目	自転車
尼崎市立出屋敷駅北自転車 駐車場	尼崎市竹谷町2丁目	自転車
尼崎市立阪神尼崎駅西自転 車駐車場	尼崎市神田中通3丁目	自転車等
尼崎市立阪神尼崎駅北自転 車駐車場	尼崎市神田中通1丁目	自転車

別表第2

(平26条例31・全改、令4条例29・一部改正)

区分	金額(1回1台につき)
自転車	1日につき160円
原動機付自転車及び2輪 自動車	1日につき310円
摘要	規則で定める場合における金額の算定方法は、規則で定める。

備考 「1日」とは、駐車場の利用時間内の利用をいう。

別表第3

(平26条例31・全改、令4条例29・一部改正)

区分	金額(1台につき)	
	1月	3月
自転車	2,200円	6,170円

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

原動機付自転車	2,900円	8,200円
2輪自動車(総排気量が0.125リットル以下のもの及び定格出力が1キロワット以下のものに限る。)	3,140円	9,010円
2輪自動車(総排気量が0.125リットルを超えるもの及び定格出力が1キロワットを超えるものに限る。)	3,670円	10,480円

備考 「1月」とは許可期間が利用開始日から起算月の末日までである定期利用をいい、「3月」とは許可期間が利用開始日から起算月の翌々月の末日までである定期利用をいう。